

鹿沼市立栗野中学校における「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（同法 第2条第3項）※ 下線は引用者による。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、栗野中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に作成した。本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、教職員は生徒とともに諸活動に取り組む。
- (4) 学校と家庭が連携を取り合い、早期対応に努める。
- (5) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、校内の関係職員はもとより、各種団体や専門家と協力して解決に努める。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

「いじめ防止対策委員会」を組織し、校務分掌に位置づける。

いじめの起こらない学校づくりに向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には解決に向け組織的に対応する。

(1) 学校内の組織

①「いじめ防止対策委員会」《每学期1回》

学期に1回開催し、いじめ防止の対策・いじめ早期発見対策について「いじめ調査」を基に確認、検討、検証を行う。また、学校運営協議会において、本方針や内容についての意見を聴取し、改善を図っていくものとする。

ア) 委員会の協議内容は以下の通りである。

【未然防止について】

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有（生徒指導部会との連携）
- ・いじめの相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画、立案
- ・配慮生徒への支援方針決定（生徒指導部会との連携）
- ・校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

【早期発見対策について】

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童生徒の状況の共有

イ) いじめの認知時の対応に係る「いじめ対策委員会」《臨時開催》

- ・いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催とし、事案の解決に向けた方針や方向性の確認、具体的な内容について検討、推進状況について検証を行う。
- ・以下のメンバーで校内組織を構成する。

〔学校側のメンバー〕

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、特別支援コーディネーター
養護教諭、関係学級担任、SC、SSW

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大な事態（「6重大事態への対応」参照）が発生した場合は、校長の指示により、鹿沼市教育委員会の指示を仰ぎながら、以下の地域や関係機関との連携・協力を得、迅速に支援体制をつくり対処する。

〔家庭・地域・関係機関のメンバー〕

PTA 会長、鹿沼警察署、主任児童委員、自治会会長、青少年健全育成連絡協議会会長
鹿沼市教育委員会（児童生徒指導担当指導主事・教育相談担当指導主事）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

ア) いじめに対する家庭との連携

- ・いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。

イ) いじめに対する関係機関との連携

- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、鹿沼市教育委員会及び鹿沼警察署等と連携して対処する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、本校の道徳教育の重点である「思いやり」「正義、公正・公平」に関連した授業を通して、「人権が尊重された雰囲気や環境」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担することを教えていきたい。

未然防止のための5つの方針は以下とする。

- (1) 学校の最重点目標の一つとして、学級経営を充実させる。規範意識や帰属意識が高く、お互いに高め合える学級となるよう指導していく。生徒一人一人の「居場所づくり」と「絆づくり」を行う。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) いじめ防止に生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (4) いじめ防止の理解を深めるため、年2回の人権週間を実施する。
- (5) 家庭訪問や学校・学年・学級だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図るとともに、学校・家庭・地域の関係団体等がいじめの問題についてともに学ぶ機会を設定する。

4 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 生徒の日常の見取り・見守りと信頼の構築

生徒の日常生活の些細な変化を見取るように努め、その情報交換が円滑にできるようにするとともに、生徒と教職員間の信頼関係の構築に尽力する。

- ① 生徒の些細な変化に気づくようにする。
- ② 生徒が相談しやすい関係づくりに努める。
- ③ 月3日以上欠席生徒を把握し、関係職員と連携して支援する。
- ④ 些細なことでも情報交換する。生徒に関する情報は生徒指導主事が窓口となり集約し、教頭・校長に速やかに報告する。
- ⑤ 生徒に心配な状況が生じた場合、速やかに家庭連絡をする。必要な情報は全職員で共有して、共通理解のもと適切な対応ができるようにする。

(2) いじめ発見のための調査・相談等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査・教育相談等を以下の通り実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査(年4回)
- ② Q—U テスト(年2回)
- ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査(年2回)
- ④ 保護者懇談を通じて保護者からの聞き取り調査

(3) 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。

- 校内研修(年2回)

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通して行われるいじめを防止する。また、情報モラル教育を実践し、保護者対象の情報モラルに関する学習機会を必要に応じて設定する。

5 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめの早期解決の基本方針は以下のとおりである。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下いじめ対策委員会を経て、すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集めて指導に生かすこととする。
- ⑦ ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。生徒の生命、身体、財産を脅かす重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに鹿沼警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 校長は直ちに『いじめ対策委員会』(2(3)イ参照)を開き、同委員会は次のことを協議する。

- ① 事実の確認と発生過程の分析、指導方針の検討(担任への援助も含む)
- ② 当該保護者への連絡と指導、助言
- ③ 指導法の分析、指導役割の検討と役割分担の決定、指導方針の検討と援助指導
- ④ 指導経過の分析と以後の指導方針の検討
- ⑤ 関係職員への指導助言(指導法、保護者との相談、加害生徒・保護者への指導)
- ⑥ 必要に応じて全職員に経過報告をする。
- ⑦ 担任は当委員会の方針や指導過程・経過を随時、保護者へ報告し、併せて指導、援助する。

6 重大事態への対応

学校はいじめ防止対策推進法第28条により、以下の事案が発生した場合は、以下の(1)～(6)の対応を行う。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間(30日間を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(1) 鹿沼市教育委員会に報告するとともに、必要に応じ直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

〔鹿沼市教育委員会に報告する事案〕

- ・上記の「重大事態」が発生したとき
- ・生徒、保護者から「重大事態」に至ったと申し出があったとき

〔連絡・報告方法〕

- ① 校長及び教頭が、鹿沼市教育委員会学校教育課指導係に連絡する。
- ② 学校事故報告様式に記入し、至急提出する。

(2) 当該いじめの対応については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会(いじめ認知時対応に係る委員会)が中心となり、学校組織をあげて行う。

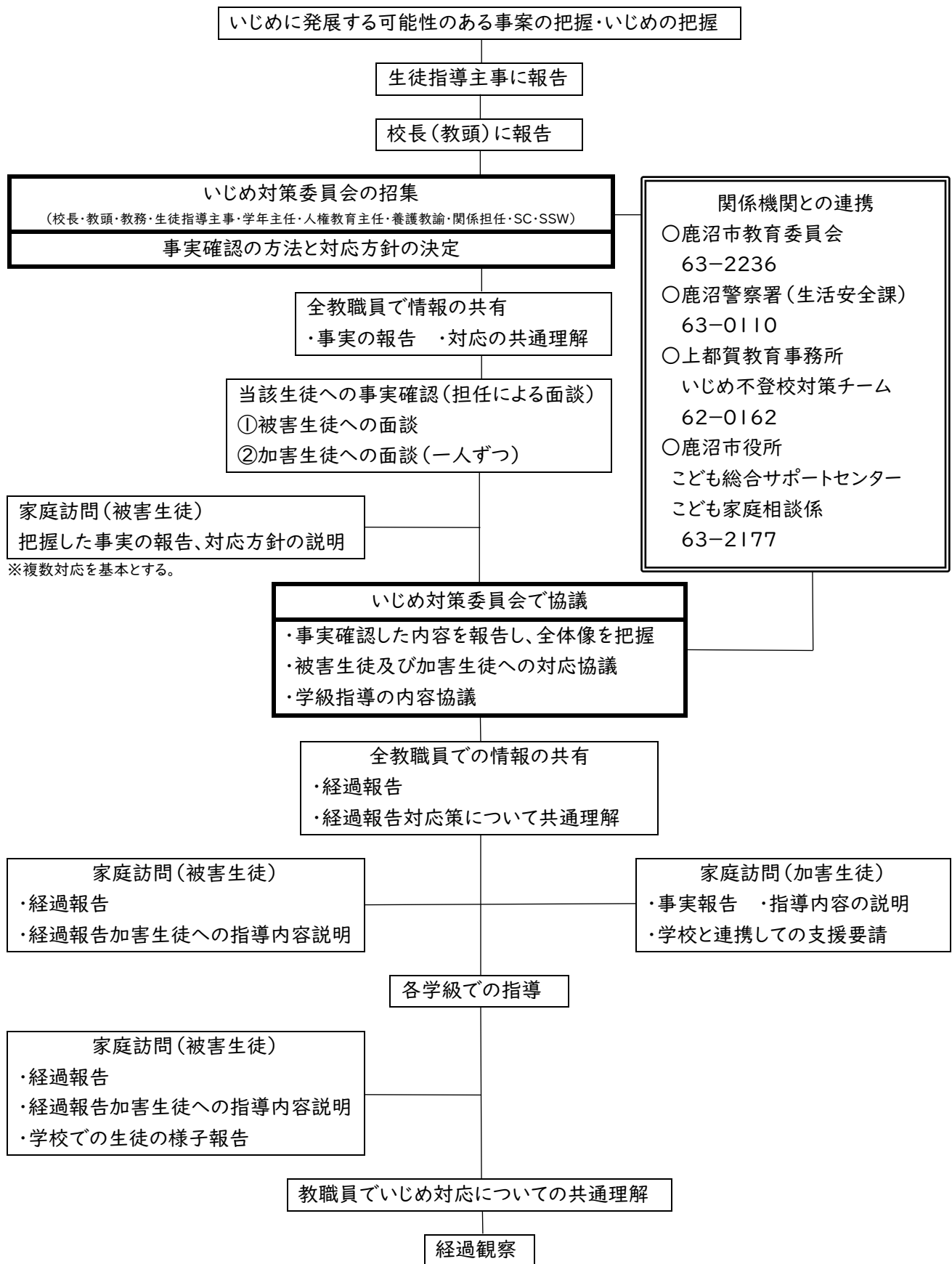
(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら学校組織をあげて行う。

(4) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) いじめ対策委員会(未然防止・早期発見対策に係る委員会)を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)



※関係生徒への面談記録を残す。(担任)

※いじめ対策委員会の協議内容、事案への対応の記録を残す。(生徒指導主事)